

JENESYS2.0

「日韓交流おまつり2015 in SEOUL」参加団体支援について

(申請方法などについてのご案内)

平成27(2015)年5月

公益財団法人 日韓文化交流基金

1. 概要

公益財団法人日韓文化交流基金(以下基金)では、来る9月19日および9月20日に韓国・ソウルで開催予定の「日韓交流おまつり2015 in SEOUL」(以下「おまつり」)に参加を予定している団体を対象に、所定の条件を満たすケースについて上限額の範囲で参加にかかる費用を支援します。

これは、日本政府の「JENESYS2.0」の一環として行われるものです。

「JENESYS2.0」

安倍総理は、3万人規模で、アジア大洋州諸国及び地域との間で青少年交流事業「JENESYS2.0」(2007年から実施したJENESYSの後継事業)を実施することを発表しました。本件事業は、日本経済の再生に向けて、我が国に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人の増加を図るとともに、クールジャパンを含めた我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解を増進させることを目指しています。

「JENESYS2.0」の詳細については、以下のURLをご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000069.html

2. 参加条件など

申請できる団体(以下参加団体)の条件は、次の通りとします。

- (1) 「おまつり」への参加が決定していて、現在までに「おまつり」運営委員会から情報提供を受け、具体的な連絡調整を行っていること。
- (2) JENESYS2.0が青少年交流を目的としたプログラムであることに鑑み、今回支援対象となる方は、中学生・高校生・大学生等の青少年とし、その年齢は、「原則30歳未満」とします。(なお、団体の指導・引率にあたる立場の方が若干名同行される場合は、この限りではありません。)なお、申請の際には出演予定者の名簿を提出していただきます。
- (3) 現在の予定では「おまつり」会場内にブースを設置し、展示物の紹介や実演等を通じて、各地域の魅力やお祭りを紹介して日本をアピールする予定であり、今回の支援を受ける団体は、このブース運営に参加すること。(詳細は支援決定後に、「おまつり」運営委員会と相談の上定めます)。
- (4) 派遣の対象となった人(引率者含め)は、「おまつり」参加についての次のものを提出すること(様式等は別途指定)。

- ① アンケート(帰国後2週間以内に提出)

②アンケート(帰国2か月後/原則的にインターネット上で回答受付)

③ほか、定期的なアンケート実施予定

(②、③実施のため、メールアドレス等連絡先の提供を求めます)

(5) 派遣の対象となった人は、別途定める同意書を提出すること(保険加入事実の認知や、個人的事情による不参加に伴うキャンセル料負担の確認を求める内容です。)

3. 支援額と対象費目

別紙「各費目の定義について」の定める単価を費目ごとの上限とし、単価を超えない範囲で負担の対象とします。

4. 申請方法など

(1) 申請団体は文末の問合せ先にご連絡の上、別途定める申請書を基金に提出してください(郵送にて/送付先は文末)。

受付最終期限/7月17日(金) 17時まで

○郵便事故を防ぐため、発送を記録できる方法(書留、宅配便など)での送付を推奨します。

○ご連絡のあった団体に対し、当方より申請書の書式を電子データでご提供します。パソコンでの作成をお願いします(文末のメールアドレスまでご連絡ください)。

(2) 次の点を考慮のうえ審査を行い、「おまつり」運営委員会(以下運営委員会)の意見も踏まえた上で、支援団体を決定します。次の点を重視します。

①前述2. ならびに3. に掲げる条件を満たす、もしくは条件に見合う内容であること。

②今回の参加のための、政府ならびに政府系機関、自治体、他各種団体等からの財政支援がない、もしくは少ないこと。

(3) 支援の可否については、7月31日(金)頃までに、書面もしくは電子メールにて通知します。

5. 手続きの流れ

時期	参加団体	基金
~7/17	申請	審査 (運営委員会の意見も踏まえた上で結論)
~7/31	準備を進める。 ↓	申請団体への通知 (必要書類の送付)
	金額がほぼ固まった段階で、契約の準備。	内容確認
2週間前 予定	契約の締結 (一部金額の振り込み/6.(3)参照)	
9/19・20	「日韓交流おまつり2015 in SEOUL」開催	

2週間 以内	アンケートの提出(基金へ)⇒	アンケート受領 広報資料等に活用
2ヶ月 以内	「事業報告(決算報告含む)」の作成・基金へ提出→	書類内容の確認／残りの金額を送金 すべての事務終了

また、現金書留による送金はお引き受けできません。あわせてご了承ください。

6. その他(予めご了承ください点など)

- (1) 支援対象団体の決定に関して、審査過程その経緯・理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 支援額は決定通知の金額(予定契約金額)を上限とします。また、この金額は希望額を下回る場合があります。
- (3) 支援決定後、本事業は基金と実施主体の間で契約を締結していただきます。
「おまつり」参加前に送金が必要な場合は、予定契約金額の2分の1相当を送金することができます。ただしその場合も、契約の締結後となります。
- (4) 基金は参加団体への財政支援のみの関与であり、参加内容そのものに関与するものではありません。参加内容の調整などは、参加団体と運営委員会の間で直接行っていただきます。あらかじめご了承ください。
- (5) 支援対象団体として決定(通知)した後であっても、申請内容に事実と反する記載があったり、「おまつり」参加時に不正な行いや予定されていない政治的な活動等を行った場合には、支援の決定を取消し、支援額全額を返却いただきます。

7. 今回の支援に関する情報公開ならびに個人情報の保護について

- (1) 基金では、今回の支援に関連して、基金広報誌およびウェブサイトにて公開することがあります。原則として、公開する項目は次の通りです。
 - ・支援が決定した参加団体の名称
 - ・参加時の演目の内容など
- (2) 事業後の外務省の定期的なアンケート実施のために、メールアドレス等の連絡先を提出して頂きます。またそれらの情報は当基金及び外務省にて、目的の範囲内で利用します。
- (3) 上記以外の目的で、当基金がこの募集により入手する個人情報を利用することはありません。個人情報の取り扱いについては、当基金が別途定める「個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)」に定める通りといたします。

問い合わせ先／公益財団法人 日韓文化交流基金 担当:岩本、新田
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-1 虎ノ門ワイコービル4階
TEL 03-5472-4323 FAX 03-5472-4326 E-mail: omatsuri@jkcfc.or.jp